旭化成グループ サプライヤー行動規範

旭化成グループ（以下、当社グループ）は、グループビジョンに掲げている「健康で快適な生活」と「環境との共生」の実現を通して、持続可能な社会への貢献を目指しています。
近年、グローバル化が進み地球温暖化などの環境問題が顕在化し、また、企業のサプライチェーン上の人権侵害や労働災害が深刻化する中、企業の事業活動全般において、各国の法令・規制の遵守のみならず、環境および人権に関する国際的な基準や原則を理解・尊重し、遵守・実践することが求められています。
そのためには、サプライチェーン全体を通じた持続可能な調達に向けた取組みが不可欠であり、お取引先の皆様のご理解とお力添えが必要です。
このような背景をふまえ、ともに取り組んで頂きたい項目について、下記に「旭化成グループ サプライヤー行動規範」としてとりまとめ、制定させて頂きました。本内容は当社グループの「サステナビリティ基本方針」、「人権方針」、「購買理念・方針」、「品質方針」等に基づくものとなっております。
当社グループはお取引先の皆様とともに持続可能な社会への貢献を進めたく考えており、皆様におかれましては、関連する法令・諸規則および社会的規範とともに本規範をご確認いただき、ご理解とご協力をいただきますよう、何卒宜しくお願いいたします。

人権・労働

１．強制労働、児童労働の禁止
いかなる形態においても、人身取引を含む奴隷労働や強制労働を行わない。
また、就業最低年齢に満たない児童を労働させない。18 歳未満の若年労働者を、深夜業や時間外労働、健康や安全が脅かされる業務に従事させない。

２．法令に基づく労働時間・休日
法令で定められる労働時間の限度を超えて、従業員を労働させない。
また、従業員に法令で定められた休日を付与する。

３．法令に基づく賃金および福利厚生
法令に従い、従業員に賃金を支払い、福利厚生を提供する。
また、賃金は生活賃金を超える水準を目指すものとする。
※生活賃金とは、「人間らしい生活を過ごすことのできる賃金」を指す。

４．人道的待遇の確保、ハラスメントの禁止
従業員に対する暴力、虐待、体罰、また、パワーハラスメントやセクシャルハラスメント等のあらゆる非人道的な扱いや行為を禁止する。

５．差別の根絶・機会の均等
従業員の採用、処遇、育成にあたり、人種・民族・出生・国籍・宗教・性別・年齢・障害・性的指向・思想・配偶者の有無、会社との雇用契約の形態などに基づく、あらゆる差別を禁止する。

６．結社の自由
結社の自由と団体交渉の権利を尊重する。法令や労使協定を遵守し、従業員あるいは従業員の代表と誠実に対話・協議する。

安全衛生と健康

１．保安防災・労働安全衛生・産業衛生
保安防災に努めるとともに労働災害の防止を図り、従業員と地域社会の安全を確保する。そのために、労働環境におけるリスク、身体的・精神的負荷を検証・把握し、必要な対策を取るとともに、業務マニュアル等を労働者の理解できる言語で作成して適切な教育指導、訓練を行う。

２．健康・衛生設備
清潔で快適な職場環境の形成に努め、従業員の健康保持・増進を図る。

環境

１．環境に関する許認可
法規制に従い、事業に必要な許認可、承認を取得する。

２．地球温暖化対策
温室効果ガスの排出について、カーボンニュートラルを目指し、排出量の把握と共に定量的な自主目標を定めて削減に取り組むことに努める。

３．資源・エネルギー・水の効率的な利用
資源・エネルギー・水の利用について、定量的な自主目標を定めて使用量を削減することに努める。

４．廃棄物削減
廃棄物について、定量的な自主目標を定めて循環利用の促進等によって削減することに努める。

５．大気・水・土壌の汚染防止
大気・水・土壌などに排出する環境負荷物質について適切に管理し、定量的な自主目標を定めて削減することに努める。

６．化学物質の管理
危険をもたらす化学物質の特定、表示、管理を確実に行う。また、各国・各地域の関連法令を遵守し、製品及び製造工程等において禁止物質を使用せず、含有を規制された化学物質は規制値以下に制御するための適切な管理を行い、法令に基づき行政へ適切に報告する。

7. 生物多様性の保全
事業活動が生態系に与える影響の把握による生物多様性の保全に努める。

8. グリーン調達の推進
上記 1~7 の取り組みを調達活動にも反映させ、自社のみならず、自社の調達先にも展開し、原料の調達から製品等の使用・廃棄まで含めた製品ライフサイクル全体での環境負荷低減に努める。

倫理

１．贈収賄行為の禁止ならびに健全かつ適正な取引関係の維持
国内外を問わず、公務員またはこれに準ずる者に対する、一切の不正な贈答、接待、便益の供与、その他の経済的な利益の供与を禁止する。
また、法令に違反したり、社会通念・常識を逸脱するような金品・サービスを取引先に提供したり、受領したりしない。

2. 適正な会計・税務処理

会計・税務関係の法令等に従い、適正な会計・税務処理を行う。

3．情報開示ならびに社会とのコミュニケーション

情報開示ならびにコミュニケーション活動を積極的に展開し、社会と健全な関係を保つ。情報開示は、公正、公平、正確に、かつ可能な限り速やかに行う。

4．情報の保護

自社の機密情報および顧客や第三者の機密情報を厳重に管理し、適正に取り扱う。

5．知的財産権の尊重

特許権、実用新案権、意匠権、商標権、著作権等の知的財産権を尊重し、第三者の知的財産権を侵害しない。

6．公正なビジネス

独占禁止法、競争法など、公正かつ自由な競争状態を確保するための法令を遵守する。また、製品の広告・宣伝を行う際は、内容の正確性に注意するとともに、他社の製品を引用して自社製品と比較する場合は、法令に従い、公正な表示を行う。

7．内部通報制度

従業員が報復される恐れなく、自社で発生している組織的または個人による、法令または就業規則等の社内規程に違反する行為、およびそれらに違反すると思われる行為を、通報できるプログラムを保持する。通報者の秘密は厳守され、報復される恐れはなく、保護される。

8．責任ある鉱物調達

紛争地域等で武装集団の資金源となっている、または人権侵害、環境破壊の助長や加担に関与している鉱物を使用せず、責任ある鉱物調達を実践する。

9．プライバシー

取引先、顧客、従業員の個人情報を、収集・利用・保管・廃棄する一連のサイクルにわたって、法令に従った適正な取扱いを行う。

10. 社外からの苦情や相談窓口
自社との取引に関して重要なリスク情報を知った取引先関係者あるいは消費者が、専用部署もしくは社外窓口に直接報告・相談する体制を明確にする。
また、その際秘密が厳守され、不利益な取り扱いを一切受けることがないようにする。

11. インサイダー取引の禁止
上場会社の関係者等が、未公表の会社情報を利用して当該企業の株式等を売買することを禁止する。

12. 利益相反行為の禁止
社員の利益と企業の利益が対立する状況において、企業の利益を損ね、個人的利益を享受することを禁止する。

13. 反社会的勢力との関係排除
社会的秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力や団体とは一切の関係をもたない。
また、反社会的勢力へいかなる利益の供与を行わない。

品質・コスト・供給（Q・C・D）の適切な管理

１．品質マネジメントシステムの構築
品質マネジメントシステムを構築し、当社グループが提示する要件を満たした、安心・安全を確信できる品質の製品・サービスを実現・提供する。
また、供給する製品・サービスに不適合が発見された場合は、速やかに当社グループに連絡すると共に、波及範囲を特定の上、根本原因の究明及び是正処置と予防処置を取る。

2. 品質に関わる法令の遵守
品質に関わる法令を遵守し、十分な製品の安全性を確保する。

3. 製造条件変更時の連絡・承認
購入原材料・部材、製造プロセス、設備、製造場所、外注先などに関し、製品・サービスの品質・機能に影響を与える可能性がある変更を行う場合は、事前に当社グループへ連絡の上、変更に対する承認を得る。

4. コスト改善
生産性向上や効率改善など、継続的なコスト改善活動に取り組む。

5. 安定供給体制の確立
適切な購買先の選定や適正在庫の確保を通じて安定供給体制を確立し、また潜在的な供給リスクの低減活動に取り組む。

管理体制

1. 会社（自社）の取組み
本規範に沿った活動を推進するための自社の体制を明確にする。その推進体制においては、責任部署や責任者を明確にし、Plan-Do-Check-Action サイクル等により継続的な改善活動を行う。

2. サプライチェーンに対する姿勢
自社のみならず、取引先に対しても本規範に定める事項の遵守を依頼し、サプライチェーン全体を通して企業としての社会的責任を果たす。

3. 情報セキュリティ対策
サイバー攻撃を含むコンピューター・ネットワーク上の脅威が社内外に影響を与える事を防ぐ取り組みを行う。

4. 社会への貢献
自社の製品やサービスを通じて人々の“いのち”と“くらし”に貢献し、持続可能な社会の形成に向けた活動に取り組む。

お取引先への要請事項

当社グループはサプライチェーン全体での持続可能な調達の推進に向け、お取引先に具体的なご協力を要請することがございます。予めご了承ください。

（要請事項の具体例）
・持続可能な調達に関わる情報開示
・持続可能な調達の推進に向けた対話の場の設定
・サプライチェーンのリスク分析・予防のための調査へのご協力
・本規範に対する確認書へのご署名
・CSR 調達アンケートへのご回答
・本規範の推進に向けた当社グループとの連絡窓口の設置

※上記具体例以外にもご協力を要請することがございます。

附則

・本規範の改訂履歴
　第 1 版　2021 年 9 月
　第 2 版　2024 年 9 月
・本規範は Responsible Business Alliance の「レスポンシブル・ビジネス・アライアンス（RBA）行動規範（バージョン 8.0)」、社団法人電子情報技術産業協会（JEITA）の「責任ある企業行動ガイドライン～サプライチェーンにおける責任ある企業行動推進のために～」等を参考に作成された内容となっております。